

かたの民報

議会版

2010年2月7日
NO. 1498

【発行】
日本共産党
市会議員団

ご相談は市役所
議員団控室へ
私部 1-1-1
☎ 892-0121
(内線 301)



中上 さち子
倉治 6-17-13
☎ 893-6785



さかの 光雄
私部 1-38-23
☎ 893-1083



さらがい ふみ
星田 7-44-21
☎ 894-2835

星田駅前パチンコ店問題

近隣住民、営業許可の取消し求め提訴



パチンコ店 ひまわり

交野市の条例に違反する星田駅前パチンコ店について、12月28日、近隣住民は大阪府を相手に、営業許可取り消しなどを求めて、大阪地裁に提訴しました。

市の仮処分申立てを大阪地裁が却下

市条例に違反する星田駅前パチンコ店「ひまわり」は、市民の批判のなか、昨年11月14日から営業を開始しています。



この場所は、星田小学校から約100メートルに位置し、小学校から150メートル以内でのパチンコ店建設を禁止する交野市の条例に違反しています。これまで、「出店に反対する会」が約4万3千人分の署名を集めるなど、市民の強い批判が寄せられてきました。



交野市は昨年7月以降、業者を相手に、「パチンコ店の来場者が、前面の市有地に駐車・駐輪する可能性が高く、交通安全、防災上も問題がある」として、建築・営業禁止の仮処分を大阪地裁に申し立ててきました。

近隣住民が営業許可の取り消し求め府を提訴

こうしたなか、近隣住民8名が、住民の立場から、大阪府を相手にした行政訴訟に踏み切りました。

住民の「訴状」によると、訴えの主な趣旨は、次の2点です。

①大阪府建築主事が、パチンコ店への計画変更申請にたいして、交野市条例違反である事実を考慮せずに確認処分手続を行ったことは違法であり、無効である。

しかし大阪地裁は、12月15日、「現時点では市有地が妨害されているとはいえない」として、市の申立てを却下しました。



②同店から星田小学校までの距離は、おおむね100メートル未満であり、小学校から「おおむね100メートル」以内での風俗営業を禁止する大阪府条例に違反している。従って、大阪府公安委員会の行った営業許可処分の取り消しを求める。

「出店に反対する会」は、この訴訟の原告に交野市も加わってほしいと求めています。

「くらしの夢を語ろう 市民フォーラム2010」開催される



交野さんかく座の公演

1月31日(日)、ゆうゆうセンターで、「市民フォーラム2010」が開催され、午前の部約170人、午後の部約130人の市民が参加しました。

このフォーラムは、市が平成23年度からの新しい総合計画を策定する作業の一環として、公募による市民会議「交野暮らしの夢づくり会議」を立ち上げ、そこでまとめられた「交野暮らしの夢作り白書(中間まとめ)」の内容を市民に広く知らせるために開かれたものです。

当日は、市内で活動する155団体の活動紹介パネルが展示され、多くの団体・個人による活動交流、交野さんかく座による公演、パネルディスカッションなどが行なわれました。